

設備維持管理等に関する業務

1 保守業務

(1) 保守点検箇所

久居駅東口公共自転車等駐車場内に設置の定期更新券売機

(2) 保守内容

定期更新券売機（アマノ株式会社製：G T 3 8 9 0）

月曜日～土曜日

午前 7：00 から午後 8：00 まで保守対応

（上記時間外は機械休止のため、保守対応不要。）

※ 緊急時は当該機器の点検が可能な一次対応員を派遣すること。

（上記対応時間内）

(3) 定期保守点検回数

年 2 回

(4) 報告

点検の結果、機能に支障を来す事項がある場合は、直ちに本市に通知し、協議の上、速やかに補修等所要の処置を講ずる。

※ 一時利用券売機については令和 9 年 1 2 月をもって保証期間が切れるため、今回の保守業務に含まれていませんが、協定期間内に新機種を購入を行った際にはそちらの保守点検も必要となります。

なお、新機種の購入が行われない場合も正常に動作しているかを確認し、異常を認めた際には、直ちに本市へ報告を行うこと。